

**熊本県教育委員会訓令第9号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県葦北郡田浦町及び同郡芦北町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年11月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県葦北郡田浦町及び同郡芦北町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令

平成16年1月15日付け総務省告示第6号に基づき、熊本県葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって葦北郡芦北町を設置する処分の効力が生じる際、現に田浦町、芦北町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県葦北郡芦北町公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第10号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年11月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令

平成16年11月5日付け総務省告示第847号に基づき、熊本県山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町を廃し、その区域をもって山鹿市を設置する処分の効力が生じる際、現に山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県山鹿市公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成17年1月15日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第11号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年11月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町の廃置分合に係る訓令

平成16年11月5日付け総務省告示第848号に基づき、熊本県宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町を廃し、その区域をもって宇城市を設置する処分の効力が生じる際、現に三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県宇城市公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成17年1月15日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第12号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年11月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令

平成16年11月5日付け総務省告示第849号に基づき、熊本県阿蘇郡一の宮町、同郡阿

蘇町及び同郡波野村を廃し、その区域をもって阿蘇市を設置する処分の効力が生じる際、現に一の宮町、阿蘇町、波野村にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町村の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県阿蘇市公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則  
この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

### 熊本県教育委員会訓令第13号

本庁各課  
各地方機関

熊本県上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町村の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年11月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛  
熊本県上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町村の廃置分合に係る訓令

平成16年11月5日付け総務省告示第851号及び852号に基づき、熊本県上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃し、その区域をもって上益城郡山都町を設置する処分の効力が生じる際、現に矢部町、清和村、蘇陽町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、町村の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県上益城郡山都町公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則  
この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

### 熊本県教育委員会訓令第14号

本庁各課  
各地方機関

熊本県阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村の公立学校に勤務する県費負担教職員の村の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年11月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛  
熊本県阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村の公立学校に勤務する県費負担教職員の村の廃置分合に係る訓令

平成16年11月5日付け総務省告示第850号に基づき、熊本県阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村を廃し、その区域をもって阿蘇郡南阿蘇村を設置する処分の効力が生じる際、現に白水村、久木野村、長陽村にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、村の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県阿蘇郡南阿蘇村公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則  
この訓令は、平成17年2月13日から施行する。

### 熊本県次世代育成支援行動計画策定協議会公告第2号

熊本県次世代育成支援行動計画策定協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年11月26日

熊本県次世代育成支援行動計画策定協議会長

- 1 開催日時  
平成16年11月30日(火)  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市水道町15-11 メルパルク熊本
- 3 議題  
(1) 市町村次世代育成支援行動計画等の策定状況について  
(2) 熊本県次世代育成支援行動計画について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県次世代育成支援行動計画策定協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策推進課次世代育成支援班）  
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7201）

